

大学機関別認証評価に関する 説明会

令和8年6月
大学改革支援・学位授与機構

本資料は、初めて認証評価に関わる大学の実務担当者等を対象として、制度の概要、評価の基本的な考え方を整理したものです。

認証評価の詳細については、機構ウェブサイトに掲載している実施大綱等をご参照ください。

大学機関別認証評価実施大綱等・評価手数料・自己評価書様式等

[▼実施大綱等](#) [▼Q&A](#) [▼研修会資料](#) [▼評価手数料](#) [▼自己評価書様式等](#) [▼対応状況報告書](#)

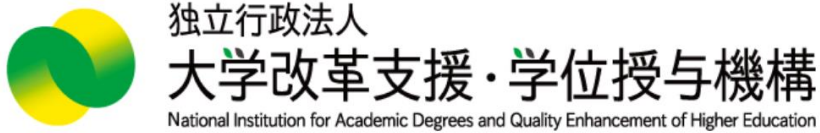
大学機関別認証評価実施大綱等

- 令和9年度実施分（令和6年9月改訂の実施大綱、大学評価基準を適用）

【大学機関別認証評価】

- [実施大綱](#)  PDF-file
- [大学評価基準](#)  PDF-file
- [自己評価実施要項](#)  PDF-file
- [別紙様式、根拠資料・データについて](#)  PDF-file
- [評価実施手引書](#)  PDF-file
- [訪問調査実施要項](#)  PDF-file

参考：資料の掲載箇所



機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) の
トップページから、「大学等の評価」を選択



大学機関別認証評価実施大綱等・評価手数料・自

▼実施大綱等 ▼Q&A ▼研修会資料 ▼評価手数料 ▼自己評価書様式等 ▼対応状況報告書

大学機関別認証評価実施大綱等

● 令和9年度実施分（令和6年9月改訂の実施大綱、大学評価基準を適用）

【大学機関別認証評価】

- ・ [実施大綱](#) PDF-file
- ・ [大学評価基準](#) PDF-file
- ・ [自己評価実施要項](#) PDF-file
- ・ [別紙様式、根拠資料・データについて](#) PDF-file
- ・ [評価実施手引書](#) PDF-file
- ・ [訪問調査実施要項](#) PDF-file

以下の資料が掲載されている

- ・ 実施大綱等
- ・ Q&A
- ・ 研修会資料
- ・ 評価手数料
- ・ 自己評価書様式等
- ・ 対応状況報告書

「大学機関別認証評価実施大綱等・評価手数料・自己評価書
様式等」を選択

スライド

<u>認証評価とは</u>	・・・ 5
<u>大学機関別認証評価</u>	・・・ 9
<u>実施大綱について</u>	・・・ 15
<u>大学評価基準について</u>	・・・ 31

※ 「Ctrl」 キーを押しながら左クリックで各項目の最初のページに移動できます。

認証評価とは

学校教育法第109条

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という）の状況について**自ら点検及び評価**を行い、その**結果を公表**するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、**文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という）**による**評価（以下「認証評価」という。）**を受けるものとする。

学校教育法第109条（令和2年4月1日施行）

（新設）

- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（括弧内略）が大学評価基準に**適合しているか否かの認定**を行うものとする。
- 6 **大学は、**教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「**適合認定**」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 **文部科学大臣は、**大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、**報告又は資料の提出を求める**ものとする。

認証評価は大学の教育の質を保証

◆内部質保証

- 大学の質保証は、第一義的には、その大学自身が行うもの
- 1991年：自己点検・評価の努力義務化
- 1999年：設置基準において義務化・外部検証の努力義務化
- 2002年：学校教育法において自己点検・評価の義務化

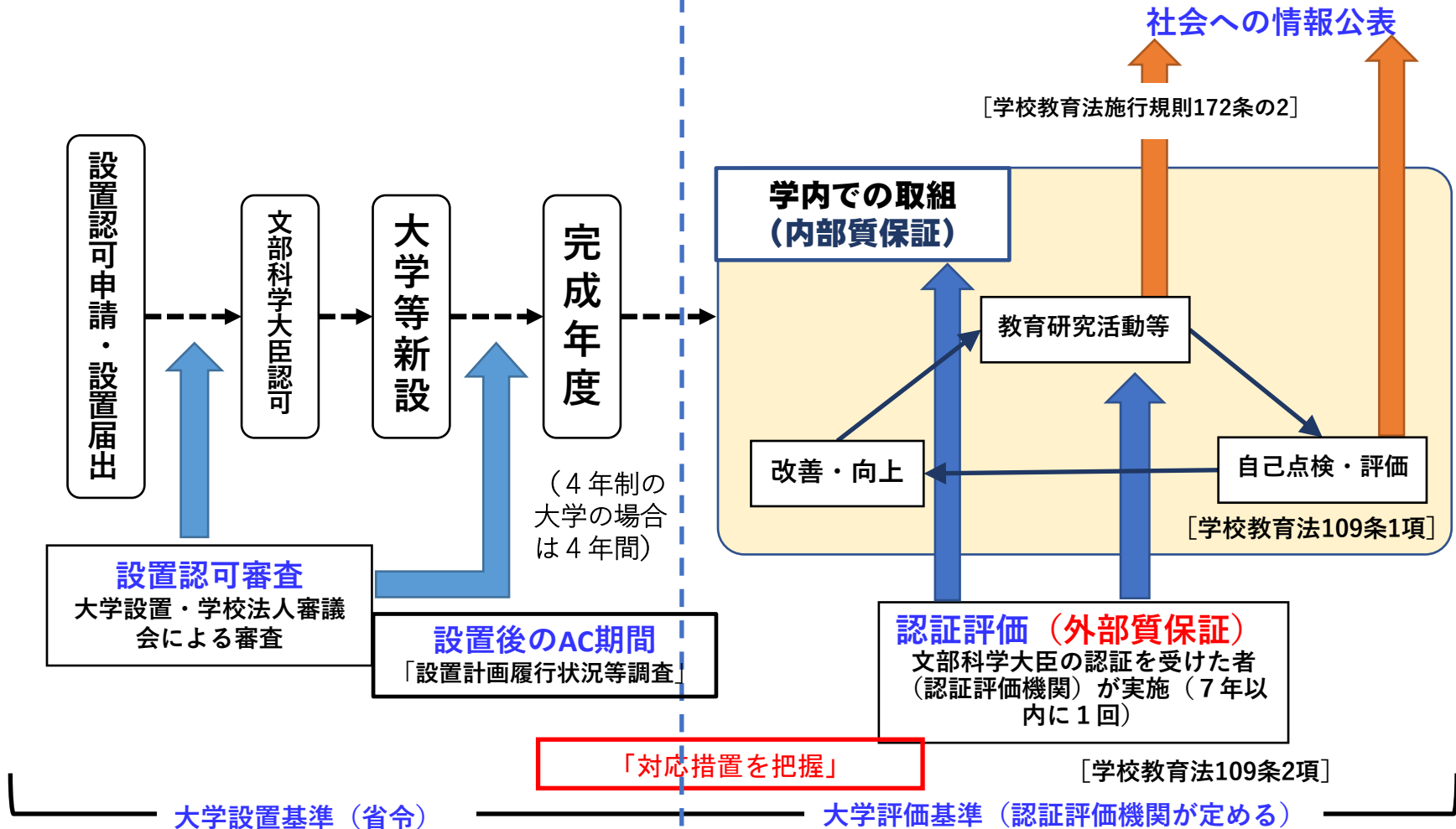
◆外部質保証（第三者機関による質保証）

- 2004年：学校教育法において認証評価の義務化
- 2018年：細目省令において内部質保証の認証評価の義務化
- 2020年：学校教育法において適合認定の規定、大学の義務、行政の義務を明文化
- 質保証の2段階モデル：大学設置基準による設置認可（事前規制）と大学評価基準による認証評価（定期的な事後確認）どちらも「基準」を設けて評価する
- 認証評価は、個々の大学の質を保証するとともに、日本の大学システムの質を保証する

日本における高等教育の質保証のシステム： 設置認可と大学評価

[大学の設置申請から完成年度までの質保証]

[恒常的な質保証]



大学改革支援・学位授与機構が行う

大学機関別認証評価

参照資料:

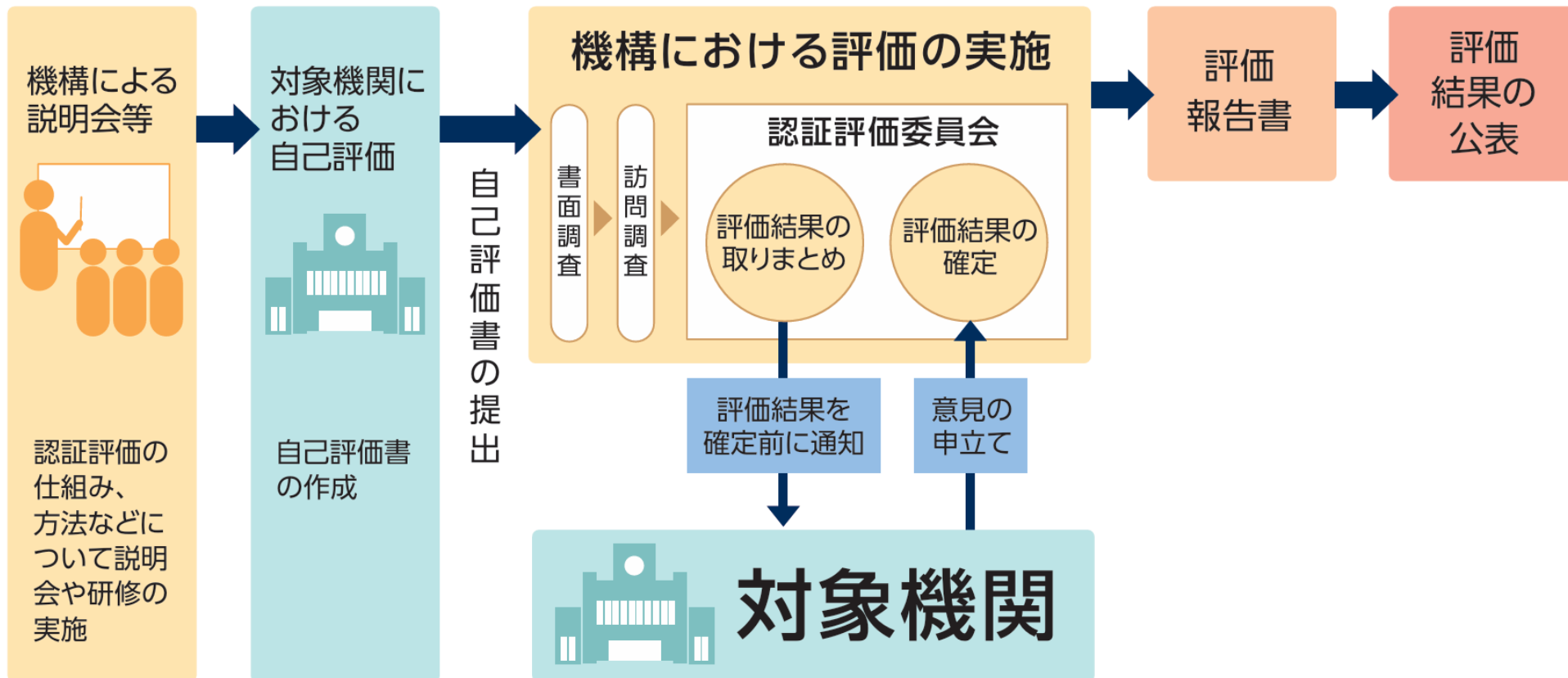
『大学改革支援・学位授与機構概要』

https://www.niad.ac.jp/e-book/about/r7_outline/#page=11

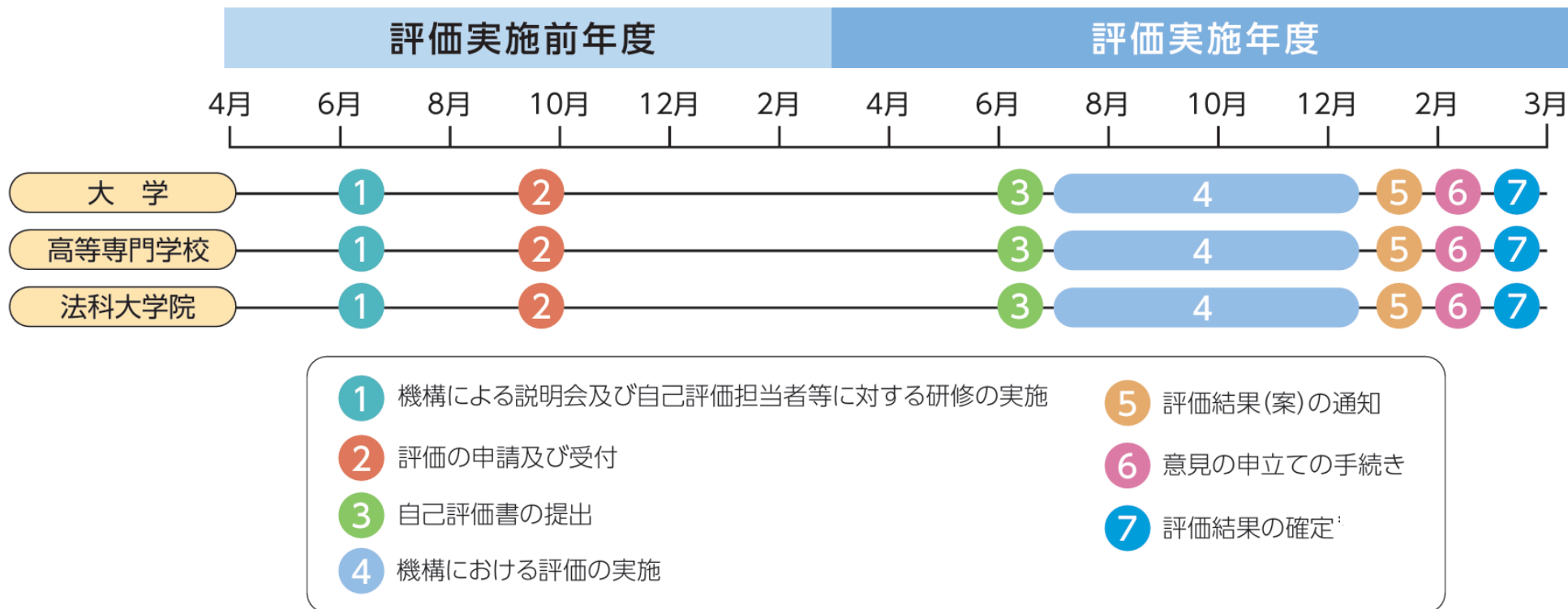
『大学機関別認証評価: 大学評価基準(令和6年9月改訂)』

https://www.niad.ac.jp/storage/006/202409/no6_1_1_daigakukijunR6.pdf

認証評価のプロセス



認証評価のスケジュール



※このほか、大学別研修を実施しています。
より詳細なスケジュールについては、自己評価実施要項の9頁をご確認ください。

実施体制

認証評価委員会

- 事業計画・実施方針等基本的事項の審議
- 評価結果の審議・確定 等

運営小委員会

- 部会相互間の調整 等

評価部会

- 評価対象機関ごとの状況の調査
(書面調査・訪問調査等の実施)
- 当該年度の評価対象機関の状況に応じて編成

専門部会

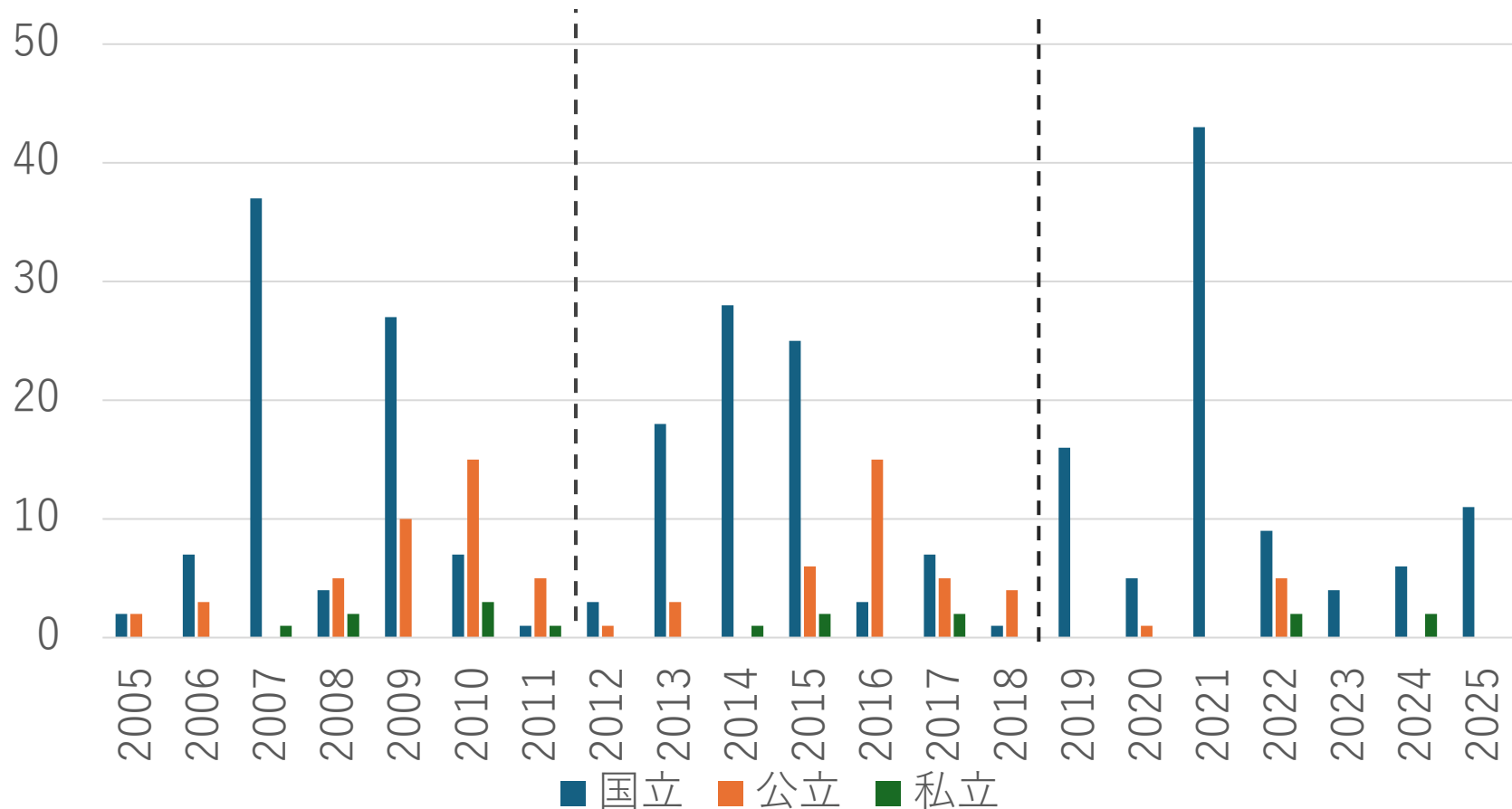
- 特定の専門事項の調査

意見申立審査会 (又は意見申立審査専門部会等)

- 基準に適合していないとの判断に対する
意見書の申立てについての審議

受審機関数

<p>1 巡目 132校 (国立85校、公立40校、私立7校)</p>	<p>»»</p>	<p>2 巡目 124校 (国立85校、公立34校、私立5校)</p>	<p>»»</p>	<p>3 巡目 104校 (国立94校、公立6校、私立4校)</p>
--	-----------	--	-----------	---

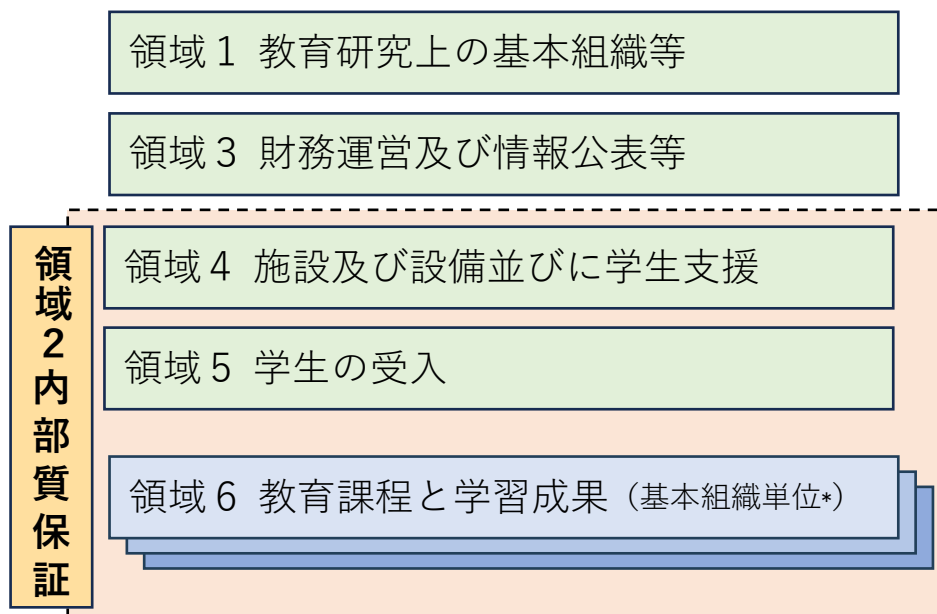


基準の構成

『大学機関別認証評価：大学評価基準(令和6年9月改訂)』

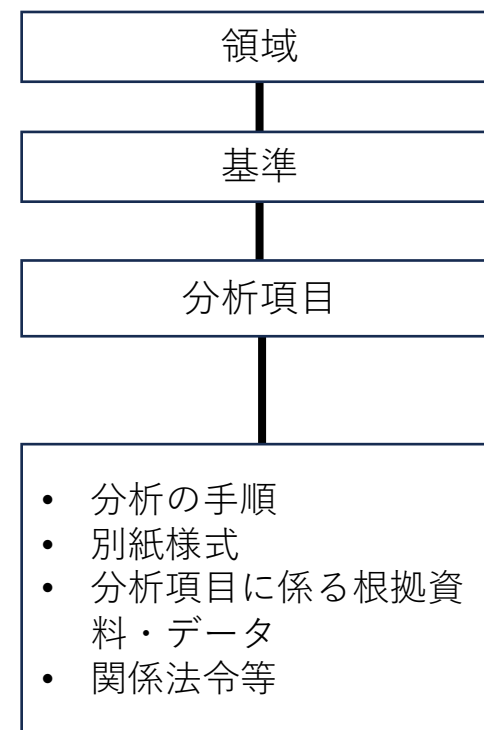
○基準の構成

22の基準を6つの領域に整理し提示。



* 教育研究上の基本組織：受審機関の申請による学部、研究科等の分析単位

○領域、基準等の関係



実施大綱について

参照資料:

『大学機関別認証評価:実施大綱(令和6年9月改訂)』

https://www.niad.ac.jp/storage/006/202409/no6_1_1_daigakutaikouR6.pdf

実施大綱の目次

- 1 評価の目的
- 2 評価の基本的な方針
- 3 大学評価基準の構成
- 4 評価の実施体制
- 5 評価の実施方法**
- 6 評価結果の公表
- 7 改善状況の継続的確認
- 8 追評価**
- 9 情報公開
- 10 評価の時期
- 11 評価のスケジュール
- 12 評価費用
- 13 大学評価基準等の変更

太字は今回のスライドで
取り上げている項目

大学機関別認証評価の目的

1. 大学の教育研究活動等の**質を保証**すること
2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の**質の向上及び改善を促進し、個性を伸長**すること
3. 大学の教育研究活動等の状況について、**社会の理解と支持**が得られるよう支援すること

基本的な方針 1：大学評価基準の策定

- ◆大学の教育研究活動等の質を保証するために、「大学評価基準」を策定し、その総合的な状況を評価
- ◆基準に適合していることを、第三者が確認、公表することで社会に対して大学の質を保証
- ◆大学評価基準の策定にあたっては、大学関係者のみならず、広く社会に意見を聞き、大学の教育研究活動等への理解を深められる評価基準を策定

基本的な方針 2：教育活動を中心とした評価

- ◆ 評価の対象は教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的状况（学校教育法第109条第2項）
- ◆ すべての大学に求められている共通の社会的役割である教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状况の評価を行います。

学校教育法第83条第1項

広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

基本的な方針3：個性の伸長と質の向上 及び改善に資する評価

- ◆質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、**改善を要する点**として指摘
- ◆質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について**優れた点**として明示
- ◆それぞれの大学が設定する目的を踏まえて、教育研究活動等における取組とその**成果**を評価
- ◆改善を要する点に対する**対応状況を継続的に確認**

細目省令第1条第1項第5号

認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

基本的な方針4：内部質保証の重視

内部質保証：

大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、質を維持し向上を図る仕組み、すなわち内部質保証の体制が整備され機能していることを**重点的に評価**

- 体制が整備されていない ⇒ **大学評価基準に適合していない。**

◆ 自己評価書には、内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果とそれに対する対応及びその根拠となる資料・データ等の記載を求める

⇒ 4 巡目においても引き続き体制整備を確認した上で、
改善向上との結びつきを確認する。

基本的な方針5：学習成果を重視した評価

- ◆ 学生の身に付けた知識や能力、経験の質の重要性を踏まえ、学習成果を重視
 - 学習成果の測定、把握の状況(すなわち、成績評価とそれに基づく学習指導)を確認
 - 卒業・修了の状況(卒業率等)、資格取得(教育、医療、社会福祉等)の状況、卒業論文等の質を評価
 - 学生をはじめとする各関係者からの意見聴取などを通じて、学習成果を重視した評価を実施

⇒関係者への意見聴取は、分析項目2-2-3でカバーしている。

基本的な方針 6：大学関係者等による 公正な評価

- ◆大学における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）、すなわち大学管理者及びその経験者、大学教員等が中心となって評価
- ◆社会の幅広い理解と支持を得つつ、その関心を反映できるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、個別の判断の根拠を明示し**透明性**を高め、かつ、大学関係者による利益相反（関係大学の評価への介入、現状を安易に是認すること等）を排除して、**公正性**を担保

基本的な方針 7 : 国際的な質保証の動向との 整合性

- ◆ 大学評価基準の策定及び評価の実施にあたって、高等教育の質保証に関して国際的に標準的な視点と手法との整合性を取り、国際的にも参照される評価を実施。
- ◆ 各国、各地域の高等教育質保証は見直しの時期に入りつつあるので、動向の把握が重要。

評価の方法：概要

- ◆大学は、自己評価を実施し、その結果を用いて自己評価書を作成する
- ◆機構は、自己評価書を分析し（書面調査）、訪問調査（対面調査、オンライン調査）を実施し、基準ごとの判断を行い、それらを総合して大学評価基準に適合しているか否かの判断を評価結果として決定し、社会に公表し、大学等に通知する

※自己評価の位置付けの変化

- 内部質保証の一環としての自己（点検）・評価は、あえていえば、評価の対象
- 認証評価における自己評価書の作成と提出は認証評価の一部

評価の方法：書面調査と訪問調査

- ◆ 評価は、**書面調査**及び**訪問調査**により実施される
- ◆ 書面調査は、各大学が作成する**自己評価書**（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- ◆ 訪問調査は、面談による意見聴取、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等、書面調査では確認できなかった事項及び関係者からの聞き取り等を中心に実施し、書面調査の分析を補完する。
⇒ **訪問調査については、対面調査とオンライン調査で実施予定**

機構による基準ごとの判断

- ◆大学評価基準に定められた基準ごとに、
自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）
並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、
その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、
その理由を明示。
- ◆教育課程と学習成果に関する基準については、
各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等の教育研究
活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たして
いるか否かを判断し、機関別に評価する。
- ◆改善を要する点が認められた基準については、
満たしていないものと判断。

大学評価基準に係る機構の判断

◆すべての基準を満たしている場合

⇒大学評価基準に適合していると判断（**適合認定する**）

◆満たしていない基準があった場合

1. **すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認**
 - ・確認できた場合、大学評価基準に適合すると判断
 - ・確認できない場合、大学評価基準に適合しないと判断
2. **【重点評価項目】として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況に関わらず大学評価基準に適合しないと判断**

改善を促し、個性の伸長に資する評価内容

- ◆大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて「改善を要する点(なぜ基準を満たしていないか)」を示す
- ◆大学が特に記す成果に基づいて「優れた点」を示す
 - ※自己評価書に記述していない場合には、優れた点を指摘できない

- ◆ 大学評価基準に適合していないと判断された大学は、
評価実施年度の翌々年度までであれば、**満たしていないと判断された基準**に限定して追評価を受けることができる
- ◆ 追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準に適合しているものと認め、その旨公表する

大学評価基準について

参照資料:

『大学機関別認証評価:大学評価基準(令和6年9月改訂)』

https://www.niad.ac.jp/storage/006/202409/no6_1_1_daigakukijunR6.pdf

領域 1：教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1 - 1

教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

※ 「大学等の目的」：

大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

基準 1 - 2

教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

基準 1 - 3

教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

領域 2：内部質保証に関する基準

基準 2 - 1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準 2 - 2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2 - 3 【重点評価項目】

内部質保証が有効に機能していること

基準 2 - 4

組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

領域 3：財務運営及び情報公表等に関する基準

基準 3 – 1

財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準 3 – 2

大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること

領域 4：施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1

教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

- 教育のための附属施設
- 情報資源活用環境
- 授業外学習環境等

基準 4 - 2

学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

- 学生支援の状況のうち、「学習支援」を除くもの

領域 5：学生の受入に関する基準

基準 5 - 1

学生受入方針が明確に定められていること

基準 5 - 2

学生の受入が適切に実施されていること

基準 5 - 3

実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

領域 6：教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 1

学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 6 - 2

教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6 - 3

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6 - 4

学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

領域 6：教育課程と学習成果に関する基準（続き）

基準 6 – 5

学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6 – 6

教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6 – 7

大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6 – 8

大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

認証評価は
大学と大学改革支援・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

教育の内部質保証
「体制確立」から「日常の営み」へ